

**【事業計画の認定の要件】**

借受人（生産緑地の借り手）は、下表の丸印の要件のすべてを満たす必要があります。

事業計画の認定の要件		借受人		
		JA・市	農業者	法人等
①	都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う 例 ☞生産物の一定割合を地元直売所等で販売 ☞都市住民が農作業体験を通じて農作業に親しむ取組 ☞防災協力農地として協定を締結 など ⇒ 具体的な基準は下表のとおり	○	○	○
②	周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないか 例 ☞地域の実勢の借賃に比べて極端に高額でないかなど		○	○
③	耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用するか 例 ☞機械、労働力、技術が備わっているかなど		○	○
④	申請者が事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が書面による契約で付されているか			○
⑤	地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うか 例 ☞地域農業の話し合いへの参加 ☞共同利用施設の取り決めを遵守するなど			○
⑥	法人の場合は、業務執行役員等のうち一人以上が耕作の事業に常時従事するか			○

上記要件①「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業」の内容に関する基準

次の1のうちのいずれかと2の両方に該当すること。	
1	次のイ～二のいずれかに該当すること。
	イ 生産された農産物等の概ね5割以上を農地のある市や隣接市等において販売すること。
	ロ 都市住民に農作業を体験させる取組や申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図るための取組を実施すること。 例 ☞農業体験農園、学童農園、福祉農園、観光農園等
	ハ 都市農業の振興に関する調査研究や農業者の育成・確保に関する取組を実施すること。 例 ☞試験ほ場や農業者への研修等
	申請都市農地において生産された農産物等を販売すると認められ、次の①～③のいずれかに該当すること。
二	① 災害発生時に一時的な避難場所として提供し、生産された農産物を優先的に提供することなどを内容とする協定を市と農地所有者と締結すること。
	② 申請地において、耕土の流出の防止を図ること、無農薬・減農薬栽培など国土及び環境の保全に資する取組を実施すること。
	③ 地域の特性に応じた作物を導入、先進的な栽培方法を選択することなど都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うこと。
2	周辺の生活環境と調和のとれた申請地の利用を行うこと。 例 ☞農産物残さや農業資材を放置しないこと、適切に除草すること等